

ドローン関連サービス約款

第1条 (総則)

本ドローン関連サービス約款(以下本約款という)は、パーソルクロステクノロジー株式会社(以下甲という)とお客様(以下乙という)との間において、乙が、株式会社 Liberaware(以下 LW という)が開発し販売または貸与するドローンに関連して別途定める範囲内で乙の指定する業務(以下総称してドローン関連サービス業務という)を甲に委託し、甲がこれを受託する契約について適用されます。なお、ドローン関連サービス業務と本約款の内容に相違があるときはドローン関連サービス業務の内容が優先するものとします。

第2条 (仕様書の変更)

甲は、自己の都合により仕様書等ドローン関連サービス業務の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、予めの書面による合意をもってこれを変更することができるものとします。また、これにより契約金額等の変更を行う必要があるときは、甲乙協議のうえ、予めの書面による合意をもってこれを変更するものとします。

第3条 (個別契約の成立手続き)

本約款に基づくドローン関連サービス業務の個別の契約(以下個別契約という)の成立手続きは以下各号のとおりとします。

- ① 甲および乙は、事前に、ドローン関連サービス業務の内容、履行場所、実施時期等個別契約の条件を協議します。
- ② 甲が乙に対して、前号の協議のうえ定めたドローン関連サービス業務の個別契約の条件を記載した見積書を発行し、乙はこの見積書の内容に疑義がなければ甲に対し注文書を発行し、甲がこの注文書に対する受託通知書を発行又は電子メールを送信して承諾の意思表示をすることにより当該見積書に記載の条件によるドローン関連サービス業務にかかる個別契約が成立するものとします。

第4条 (ドローン関連サービス業務の実施および費用)

個別契約に基づくドローン関連サービス業務の履行場所は、日本国内とします。

2. 甲は、ドローン関連サービス業務終了後、ドローン関連サービス業務にかかる納品物を作成し、乙に引き渡すものとします。

第5条 (ドローン関連サービス業務の方法)

甲は、見積書に記載された履行場所、内容にてドローン関連サービス業務を実施します。但し、乙が甲に対して見積書に記載された事項以外のドローン関連サービス業務を依頼したときは、追加ドローン関連サービス業務の実施について甲乙協議の上決定するものとします。

なお、追加ドローン関連サービス業務に要した実費は全て乙の負担とします。

第6条 (乙の都合による解約)

乙は、ドローン関連サービス業務が完了しない間、自己の都合によりいつでも個別契約の全部または一部を解約することができます。

第7条 (不可抗力等)

天候不順、地震、台風、洪水等の天変地異、戦争、内乱、革命等の社会的事変、パンデミック、法令の制定・改廃、行政庁や裁判所からの命令・処分・指導等の公権力の行使、労働争議、火事、その他の甲のコントロールすることができない事情、その他ドローン関連サービス業務を行い得ない事情により、ドローン関連サービス業務の安全かつ円滑な実施が不能であると甲が判断した場合には、甲は、ドローン関連サービス業務を中止し、実施時期を変更し、または個別契約の全部または一部を無条件で解除することができるものとします。これにより乙に損害が生じた場合にも、甲は何らの責任を負担しないものとします。

第8条 (サービス期間)

甲がドローン関連サービス業務を行う期間は、個別契約にて定めた期間とします。

2. 甲の責に帰すべき事由により前項の期間中にドローン関連サービス業務を完了できなかったときは、前項の期間満了日の翌日よりドローン関連サービス業務が終了した時まで、甲の費用負担にてドローン関連サービス業務を続行します。但し、甲が乙から事前に書面による承諾を得た場合は、乙の負担とします。
3. 乙の責に帰すべき事由において第1項の期間中に甲がドローン関連サービス業務を完了できなかったときは、乙は、第1項の期間満了日の翌日よりドローン関連サービス業務が終了した時まで、甲の費用負担にてドローン関連サービス業務を続行します。

第9条 (サービス料金等)

ドローン関連サービス業務にかかる料金は、その内訳として、サービス料金(業務の対価)、移動時間拘束料金、消耗品、出張にかかる実費及び消費税額・地方消費税額その他の公租公課等の甲所定の項目によって構成され、各料金およびその支払条件は、個別契約にて定めるものとします。

2. 次のそれぞれに該当する場合には、乙は、前項の料金のほか甲所定の追加料金もしくは割増料金を負担します。
 - ① 甲およびLWが定めた休日(土、日、祝祭日等)もしくは、甲またはLWの営業時間外にドローン関連サービス業務を実施したとき
 - ② 見積書に記載された事項以外のドローン関連サービス業務を実施したとき
 - ③ 見積書に記載された以外の期間にドローン関連サービス業務を実施したとき
 - ④ その他の業務を乙が要求し、甲がその業務を実施したとき

3. 第6条または第7条により個別契約に基づくドローン関連サービス業務の全部の完了前に、個別契約の全部または一部が解約または解除された場合、乙は、解約、解除時までの乙のドローン関連サービス業務の出来高および進捗率等の履行実績に相当した相当の金額並びにドローン関連サービス業務の履行に伴い甲が負担した合理的な費用を支払うものとします。

第10条（作業責任者）

甲および乙は、ドローン関連サービス業務を遂行するにあたり、別途ドローン関連サービス業務に係る実施責任者（以下「作業責任者」という）を定め、個別契約に基づく相手方への連絡を当該作業責任者に対して行うものとします。なお、甲および乙は、作業責任者を変更する場合には、事前に相手方に書面にて通知するものとします。

第11条（検査）

乙は、ドローン関連サービス業務にかかる納品物の受領後、10日以内に納品物の内容について品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物件につき乙が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して品質等という。）が個別契約の内容に適合していることを検査し、これに合格した時をもって検収とします。なお、納品物の受領日から10日以内にドローン関連サービス業務およびその納品物の品質等が個別契約の内容に適合していることについて乙から書面による通知がないときは、検査に合格し検収したものとみなします。

2. 前項により乙が検収した場合、前項により検収したものとみなされた場合、ドローン関連サービス業務およびその納品物の品質等が個別契約の内容に適合していなかったときでも、甲は乙に対し何ら責任を負いません。

第12条（映像情報及び統計情報の取扱い）

乙は、次項以下に定めるとおり、ドローン関連サービス業務により取得される情報が甲により加工処理・利用されることに同意するものとします。なお、本条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとし、当該情報の加工処理・利用については、契約終了後であっても対価は生じないものとします。

2. 甲が履行するドローン関連サービス業務から、LW によって取得される情報及び当該情報を分析等して得られた派生データ等を、LW は以下の各号及び次項以下のとおり取り扱います。
 - ① ドローンから取得される位置情報、センサー情報、映像情報その他の取得される情報それ自体（以下「生データ」といいます。）
 - ・ 学習用データセット、機械学習モデル・学習済みモデル等のアルゴリズム、及び推定モデルの構築や、既存の機械学習モデル・学習済みモデル等のアルゴリズム、及び推定モデル等の精度向上のために加工処理・利用します。
 - ・ 当該生データについて、LW および甲は、乙から書面による同意を得た場合を除き、第三者に対して提供しません。

- ② 前号の生データの分析等によって生成された推定モデル等
 - ・ 本サービスから取得するデータの分析等のために加工処理・利用します。
 - ③ 第1号の生データの分析等によって得られた推定結果、推定データ
 - ・ LW および甲のマーケティング等の商業目的及び第三者に対する販売の目的で使用します。ただし、ドローンにより取得された映像情報については、合理的に識別可能な形態では使用しません。
3. 甲は、映像情報及び映像情報と甲が別途収集した情報に基づき生成された統計情報、推定モデル、及び推定結果等を、前項各号のほか、本サービスの提供及び運用、本サービス内容の改良及び向上、並びにこれらに付随関連する業務等の目的のために利用し、かつ、個人を特定できない形で統計的な情報として公開利用することができるものとし、乙は本約款に基づく個別契約の締結をもって、あらかじめこれを承諾したものとみなします。
4. 甲は、映像情報、映像情報の分析により生成した派生情報等及び統計情報を、甲の事業運営上、甲またはLWが一定期間保存していた場合であっても、これらの情報を半永久的に保存する義務を乙に対して負わないものとし、甲は、甲の裁量に従って、当該情報を削除することができるものとします。かかる削除によって、乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の責任を負わないものとします。

第13条（知的財産権）

納品物のうち撮影データおよび測量データに係る著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)は、第11条による検査の合格をもって、甲から乙に移転するものとします。なお、当該著作権の移転の対価も契約金額に含まれるものとします。

- 2. 甲およびLWは、乙(乙より利用許諾または権利譲渡を受けた第三者を含む)に対し、納品物に係る著作者人格権を行使しないものとします。
- 3. 本条の規定にかかわらず、前条に基づき、甲は、撮影データ及び測量データを利用できるものとします。

第14条（サービス結果の記録・保管）

甲は、ドローン関連サービス業務の納品物の記録義務を負いません。

第15条（再委託）

甲は、乙の事前承認を要せずに、ドローン関連サービス業務の全部または一部を第三者(LWを含むがこれに限らない。以下本条において同じ。)に再委託できるものとします。

- 2. 甲は前項に基づき、委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、本約款に基づく甲の義務と同様の義務を再委託先たる当該第三者に履行させることを乙に対し保証するものとします。

第16条（損害賠償）

甲に故意または重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、甲が本約款または個別契約に違反したことに起因して乙に損害を与えた場合は、甲は、当該個別契約に規定されるサービス料金相当額(消費税額、地方消費税額を除く)を上限としてその損害を賠償します。ただし、甲の賠償する損害は直接損害に限るものとし、間接的または派生的に発生した損害は含まないものとし、また、乙の責めに帰すべき事由による損害、天災地変等その他の不可抗力の事由による損害は、甲は何ら責めを負いません。

2. 乙の責めに帰すべき事由に起因して甲に損害が生じた場合(ドローン関連業務にて乙が使用する LW 製のドローンが乙の故意または過失により滅失、毀損した場合、ドローン関連業務を遂行する者が乙の故意または過失によりケガをしもしくは死亡した場合、乙の指定した履行場所や撮影対象物の権利者等から甲または LW が賠償請求を受けた場合等を含むが、これらに限らない) 乙は、当該損害を甲に対し賠償します。

第17条（支払遅延損害金）

乙が、本約款および個別契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、乙は甲に対して、支払期限の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合(1年を365日とする日割計算)による支払遅延損害金を支払います。

第18条（機密保持）

甲および乙は、相手方の書面による承諾なくしてドローン関連サービス業務に関連して知得した相手方固有の技術上、販売上その他業務の秘密情報(以下秘密情報という)を、ドローン関連サービス業務実施期間中はもとより、ドローン関連サービス業務終了後も7年間は第三者に対して開示してはならず、また、漏洩してはなりません。

2. 秘密情報であっても、次の各号に該当する場合には前項の規定を適用しません。
 - ① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったもの。
 - ② 甲または乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
 - ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - ④ 正当な権限を有する第三者から開示されたもの。
 - ⑤ 法令や公的機関の規則等により開示が要求されたもの。ただし、各当事者は当該要求を速やかに相手方当事者に通知するものとし、当該機密情報の機密を保持するために、合理的にとりうる手段があるときは、その手段をとるべく努力するものとする。

第19条（債務不履行）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲は通知催告なくして本約款および個別契約の全部または一部を解除することができます。この場合、乙は甲に対し、解除された本約款および個別契約に基づく未払の金銭債務全額を直ちに支払い、甲になお損害があるときはこれを

賠償します。

- ① 支払いを一回でも遅延し、または本約款の各条項のいずれかに違反し、相当なる期間を定めて催告した後も当該違反を治癒しないとき。
- ② 支払いを停止し、または手形、小切手の不渡報告もしくは電子記録債権の支払不能通知があったとき。
- ③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申立てがあったとき。
- ④ 事業を休、廃止し、または合併によらず解散したとき。
- ⑤ 営業が引き続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。

第20条（裁判管轄）

甲および乙は、個別契約についての一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（特約事項）

甲及び乙は、本約款および個別契約について、別途書面により甲乙間にて特約したときは、その特約は本約款および個別契約と一体となり、本約款および個別契約を補完および修正する合意となることを相互に確認します。

第22条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、現在および将来にわたり、自らおよび自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないことを相手方に対し表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者。（以下これらを暴力団員等という）
 - ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係にある者。
 - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下犯罪という）に該当する罪を犯した者。
2. 甲および乙は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用い

